

建築物液状化対策促進 東京コンソーシアム規約

制 定 令和6年10月7日

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「建築物液状化対策促進 東京コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(設置目的)

第2条 首都直下地震等により液状化が予測される都内全ての地域において、建築物の安全性を確保し、在宅避難を促進するため、工務店、ハウスメーカー、設計者、地盤調査・対策事業者、不動産事業者、金融機関、公的団体、公共団体など多様な主体が連携することにより、相乗効果を発揮できる体制を整え、液状化対策を総合的に促進することを目的とする。

(構成員)

第3条 コンソーシアムの構成員(以下「構成員」という。)は、次に掲げる全ての事項を満たす法人又は団体とする。

- (1) 液状化対策の普及促進のため、東京都の液状化対策の方向性に理解及び賛同すること。
- (2) 第5条に掲げる活動を自発的かつ意欲的に行うこと。
- (3) 他の構成員と積極的に連携し、相乗効果を高める意欲があること。
- (4) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。
(必要に応じ、暴力団又は暴力団員等に該当するか否かを警視庁に対して確認を行うこととする。)

(事務局)

第4条 コンソーシアムの事務局は、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課が担い、庶務及びその他の事務を処理する。

(活動内容)

第5条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 各構成員の活動状況の報告並びに実践的な取組の紹介及び共有
- (2) 液状化対策にかかる意見交換及び要望等の提案
- (3) 現場見学会、体験型ワークショップ、イベント、講演会等の開催

- (4) その他、液状化対策の普及促進に資する取組の実施
- 2 コンソーシアムの各構成員は、前項に掲げる活動に加え、自らの事業の範囲内で次に掲げる活動を自発的かつ意欲的に行うものとする。
 - (1) 液状化対策に関する都民等への情報提供及び相談対応
 - (2) 建築物の新築又は建替え時における、建築主や購入者等への液状化リスクの説明
 - (3) 既存建築物の所有者等への液状化対策に係る意識の向上及び行動変容を促す情報提供
 - (4) 液状化対策に関わる事業者の技術力向上等につながる講座や現場見学会等の開催、調査、研究等の実施
 - (5) その他、液状化対策の普及促進に資する取組の実施
- 3 各構成員は、第1項及び第2項の活動を行うに当たり、コンソーシアムに参加する他の構成員と積極的に連携し、相乗効果を高めるものとする。

(入会及び退会等)

- 第6条 構成員になろうとする者は、入会届出書（別紙第1号様式）を提出し、事務局の承認を得なければならない。
- 2 構成員がコンソーシアムを退会しようとする場合は、退会届出書（別紙第2号様式）を事務局に提出しなければならない。構成員が解散又は破産した場合は、退会したものとみなす。
 - 3 構成員が次のいずれかの事項に該当した場合は、これを除名することができる。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 他の構成員に損害を与えたとき
 - (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (4) コンソーシアムへの参加及び活動実績がなく、今後も見込みがないと事務局が判断したとき
 - (5) その他、除名相当の理由があると事務局が判断したとき

(費用負担等)

- 第7条 コンソーシアムの活動実施に当たり、費用負担等に必要な事項については、各構成員と事務局が協議の上、決定する。ただし、第5条第2項に係る費用については各構成員の負担とする。

(会議の開催)

- 第8条 会議は、開催の都度、事務局が招集し、対面、書面又はオンラインにより実施するものとする。
- 2 会議は、次の事項を議事事項とする。

- (1) コンソーシアムの活動計画に関すること。
- (2) 第5条第2項に掲げる活動の共有に関すること。
- (3) 本規約の改定に関すること。
- (4) その他事務局が必要とする事項に関すること。

(個人情報の保護)

第9条 事務局及び各構成員は、コンソーシアムの活動により取得した個人情報について、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は事務局が定める。

附 則

この規約は、令和6年10月7日から施行する。